

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1) 教育、療育の充実

障害のある子供たち一人ひとりが、障害の程度及び特性に応じて、きめの細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望む就学先の選択肢が広がるように、就学指導体制の充実に図ります。

① 充実した教育、療育の実施

障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業後までの個別の教育支援計画を策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化し、教育・療育の充実に努めます。

なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設入所以外の障害児へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。

- 障害児の一貫した相談支援体制の強化
- 個別の教育支援計画の策定
- 療育施設の機能の強化

② 早期教育の充実

乳幼児期における障害のある子供の適切な育児を行うため、保護者への相談・指導体制を強化するとともに、保育所における障害児保育の充実及び幼稚園における障害児教育の充実に図り、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現に努めます。

- 就学前教育の充実

③ 学校教育の充実

盲・ろう・養護学校については、在籍する児童生徒の教育・指導だけでなく、地域の特別支援教育のセンターとして、障害のある幼児児童生徒及びその保護者に対する相談支援を行うとともに、小・中学校や幼稚園等に対しても教育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促すため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない幼児児童生徒とともに学習する交流教育の充実に努めます。

小・中学校、高等学校についても障害児の受け入れ体制を整備強化し、障害児の学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重できる教育の実現に努めます。

これらの教育施設については、バリアフリー化を推進し、障害児が学習しやすい環境を整備します。

- 盲・ろう・養護学校の機能強化
- 教育施設の機能の強化
- 小・中学校、高等学校における障害のある児童生徒の受け入れ体制の整備強化
- 教育施設のバリアフリー化の推進
- 小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

④ 特別支援教育の人材育成

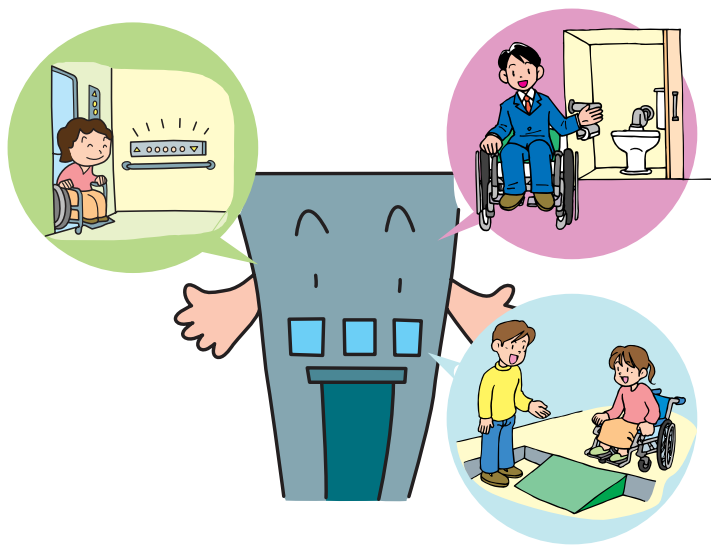
障害のある子供たちの教育や療育を行うには、教育や医療、リハビリテーションなど様々な専門家の協力が必要となることから、これら関係機関の連携強化を促すとともに、盲・ろう・養護学校における教諭の専門性や指導力の向上を図ります。

- 専門職員の養成
- 特別支援教育にむけての教員研修の実施

⑤ 生涯学習、社会教育の充実

学校卒業後の学習意欲や個々の能力開発を支援するため、一人ひとりの障害特性に配慮した生涯学習の場の提供に努めます。

- 社会教育施設の整備
- 学習機会の充実
- 大学や専門学校など高等教育の整備、充実



Ⅱ 施策の展開方向

(2) 雇用拡大、就業の促進

障害者の社会貢献や経済的自立を図るうえで、仕事を持つことは大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、個々の障害の種類、程度や健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。

①雇用の促進

障害者の雇用拡大を図るため、企業に対し、障害者雇用率制度の普及啓発活動や障害者雇用の相談支援体制を充実するとともに、事業所のバリアフリー化や職員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働ける就労環境の形成に努めます。また、個々の障害の状況に応じた就労が可能となるように、在宅就労や短時間雇用を促進するとともに、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ITを活用した就業機会の拡大などを図ります。更に、障害者自ら事業を行う意欲のある方に対しても積極的に支援を行います。

これら、雇用や創業に関する情報の提供や相談・指導など、支援体制の強化に努めます。

また、障害者が身近な地域で安心して働くことのできる就業の場を確保するため、授産施設など施設の充実を図ります。

- 企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導体制の強化
- 障害者が雇用され、かつ働きやすい環境整備の促進
- 障害者創業・起業等の支援
- 福祉的就労の拡大
- 障害者に対する相談指導体制の充実
- 公的機関などにおける障害者の積極的な採用



②職業リハビリテーションの推進

障害者の雇用を促進するため、IT関連など新たな就業機会の拡大に資する職業訓練の充実を図るとともに、途中障害により仕事を失った方の職場復帰を促すため、医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションを推進します。

- 職業能力開発校における職業訓練の充実
- 訪問パソコン研修の制度確立
- 職業リハビリテーションの充実

(3) 社会活動参加の促進

障害者が地域社会の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者の求める様々な活動要求に対して支援体制の強化に努めます。

① 社会活動参加の推進

障害者の社会参加を促すため、求められている活動を的確に把握するとともに、社会参加の妨げとなる様々な問題の解消に向けての取り組みを強化します。また、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、利用者のニーズに即した支援体制の強化に努めます。

- 障害者のニーズの把握
- 障害の特性に応じた支援体制の充実
- 社会活動メニューの充実

② スポーツ・レクリエーション及び文化活動等の促進

障害者の社会参加を促し、地域住民との交流を図りお互いの理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動を促進します。障害者の参加を促す環境整備として、ダイビングやエコツアー等観光資源についても障害に配慮し、指導員の養成、サークル活動の育成を図るとともに、イベントなどを開催し、障害者と地域住民の交流の場を形成します。

- スポーツ・レクリエーション活動の支援強化
- 文化活動の支援強化
- その他活動への対応



身体障害者スポーツ大会の一場面

3ともに支え合う社会の構築をめざして

(1) 権利擁護システムの強化・推進

物理的な生活環境だけでなく、障害者に対する差別や権利侵害をなくし、人としての権利が保障されるように障害者の権利擁護を推進します。

①権利擁護の推進

障害者の権利侵害に関する問題を処理する福祉オンブズマンの設置、公募制による第三者機関の設置について当事者の参画を求めます。また、当事者のエンパワメントを引き出す当事者活動の支援体制を強化します。さらに、これら権利擁護に関して、障害者の権利行使を促す情報の提供を行います。

- 福祉オンブズマンの設置
- コンタクトパーソン導入の検討
- 地域福祉権利擁護事業の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 障害者110番の充実

②権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

社会犯罪から障害者を保護するため、行政や学校、警察の連携強化を図ります。

- 関係機関の連携強化

③欠格条項の改善

条例・規則などにおいて、障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する欠格条項について、障害者の人権が損なわれることのないよう見直しを行います。

- 欠格条項の見直し

(2) 啓発広報活動の強化

障害者が地域の中で生活するには、住民の「心のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する社会を実現するため、障害者への理解を深める啓発・広報活動や障害に対する福祉教育の実施、障害者と住民の交流機会の拡大を図ります。

広報活動の推進

障害に対する理解を深めるため、障害者の施設や活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアをとおして広く県民に周知するとともに、民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。

また、観光で訪れる障害者に対しても、施設利用や様々な福祉サービスについての情報提供を行います。

更に、障害者が地域社会において安心して生活できるように、公共サービス従事者の障害者に対する理解促進を図ります。

なお、障害者の実態に即した施策の実現を図るため、障害者の生活実態や意識調査を実施するとともに、公聴会を開催し、障害者の意向反映に努めます。

広報啓発活動の充実

情報提供の充実

公共サービス従事者の障害者に対する理解促進

福祉マークや耳マークなどシンボルマークの普及

調査研究、公聴の強化



耳マーク



車いす使用者駐車場

福祉教育の推進

幼児期から、障害者に対して偏見を持たない環境づくりに努めます。

小・中学校、高等学校においても盲・ろう・養護学校との交流を促し、障害者への理解を深める福祉教育を推進するとともに、学校卒業後も生涯学習の一環として福祉教育の充実に努めます。また、これら福祉教育の各場面において、障害当事者を福祉教育の人材として養成し、活用を図ります。

就学前の環境形成

学校教育における福祉教育

一般福祉教育

小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

Ⅱ 施策の展開方向

③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援

障害者の社会参加を図るうえで重要な、ガイドヘルパーやコンタクトパーソンなどの確保にむけては、地域で活動するボランティアやNPOなどが重要な担い手となることから、これら団体の育成・支援に努めます。

また、住民のボランティア活動をとおして、住民と障害者との交流が生まれ、互いの理解が深まることから、社会福祉協議会を中心としたボランティアネットワークの形成を図ります。更に、障害者同士によるボランティアを通じた相互理解、相互支援システムの構築に努めます。

障害当事者が自らの意見を集約し、福祉施策に対して提言が行えるシステムの構築を図ります。

平成15年度から施行された支援費制度の実施に伴い、民間事業者の果たす役割が大きくなったことから、これら事業者の育成に努めます。

- ボランティア、NPOの育成・支援
- ボランティアネットワークの形成
- 障害者団体の育成・支援
- 障害者団体のネットワーク強化
- 民間事業者の育成



(3) 地域生活環境の整備

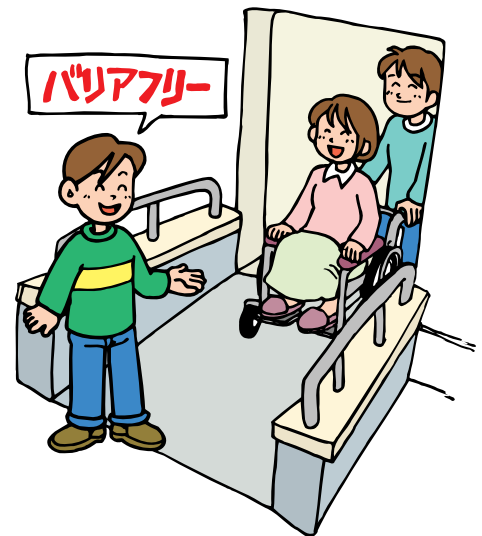
障害者を含めた全ての人々が安心して生活できるように、「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共公益施設、道路・公園、交通機関など街のバリアフリー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリー化の啓発に努めます。また、これらの整備にあたって、障害者だけでなく子供からお年寄りまでの全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。更に、ハートビル法や交通バリアフリー法の普及啓発を図り、バリアフリー化を促進します。

また、災害時など緊急時における障害者の安全確保に努めます。

①福祉環境の整備

障害者の社会活動を促すため、公共の施設を始め多くの方が利用する民間施設などのバリアフリー化を進めます。また、バリアフリー化に向けては、障害者を含め全ての方が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。更に、今後の障害者の余暇活動として希望の多い旅行など、障害者のニーズに対応した環境整備を促進します。

- 福祉のまちづくりの推進
- 公共的施設のバリアフリーの推進
- 障害者のニーズに対応した施設整備の促進



②住宅環境の整備

障害者の快適な日常生活を確保するため、個々の障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を推進するとともに、障害者が安心して地域で生活できるように住宅の整備を促進します。また、公共賃貸住宅についてもバリアフリー対応の住宅整備に努めます。

- 民間住宅のバリアフリーの支援
- グループホームの整備促進
- 公共賃貸住宅のバリアフリーの推進及び公共賃貸住宅の優先入居
- 民間賃貸住宅入居支援

③移動、交通手段の整備

障害者の活動範囲を拡げ、社会参加を促すために、障害者が安心して利用できる公共交通のバリアフリーの推進を図るとともに、障害の重い人の外出手段の確保に努めます。特に、本島と離島及び離島間を結ぶ船や港湾等のバリアフリー化を進めます。また、障害者が安心して安全に歩行できるバリアフリーの道づくりを推進するとともに、歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努めます。

- 公共交通のバリアフリー推進
- 港湾等のバリアフリー化の推進
- バリアフリーの道づくりの推進
- 自家用自動車改造への援助



ワンステップ低床バスの導入

Ⅱ 施策の展開方向

④防災、防犯対策の推進

障害者が地域で安心して暮らせるように、災害時の緊急連絡や避難方法など、個々の障害特性に応じた対処策を備えるとともに、障害者の防災意識の向上を促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。また、警察への緊急通信体制を強化し、防犯の充実を図ります。

- 緊急時の連絡体制の充実
- 避難訓練の実施

⑤情報・コミュニケーションの確保

障害者の積極的な地域社会参加を図るために必要な様々な情報を、ITを活用することで容易に受発信できるように障害者の情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。特に、情報入手の困難な聴覚障害者や視覚障害者に対しては容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の整備に努めます。また、コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

- 情報伝達メニューの充実
- コミュニケーション手段の充実
- IT化への対応
- 聴覚障害者情報提供施設の整備
- その他の障害特性に配慮した情報提供施設の整備



（４）国際交流・協力活動の推進

障害者に対する国際社会の認識を理解し、本県の地理的、文化的な特性を生かした近隣諸国への交流・協力活動を推進します。

①国際交流活動の推進

障害者に関する国際的な動向の情報提供を行うとともに、文化やスポーツ・レクリエーション活動を通じた国際交流を促すため、障害者の海外派遣を行います。

- 国際交流活動の推進
- 障害者の国際大会などへの派遣

②国際協力活動の推進

近隣のアジア諸国に対し、その国の文化を尊重し、可能な貢献を果たしていきます。

- 国際協力活動の推進